

太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 2 号

太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

太子町報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表学校薬剤師の項中「154,000 円」を「158,000 円」に、「77,000 円」を「79,000 円」に、「38,500 円」を「39,500 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。